

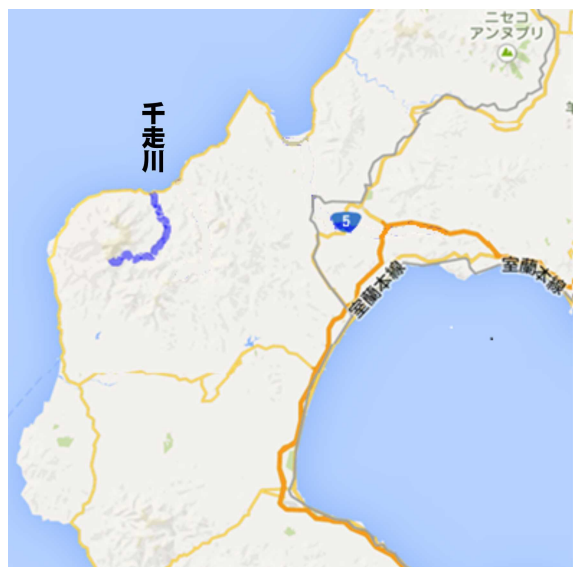
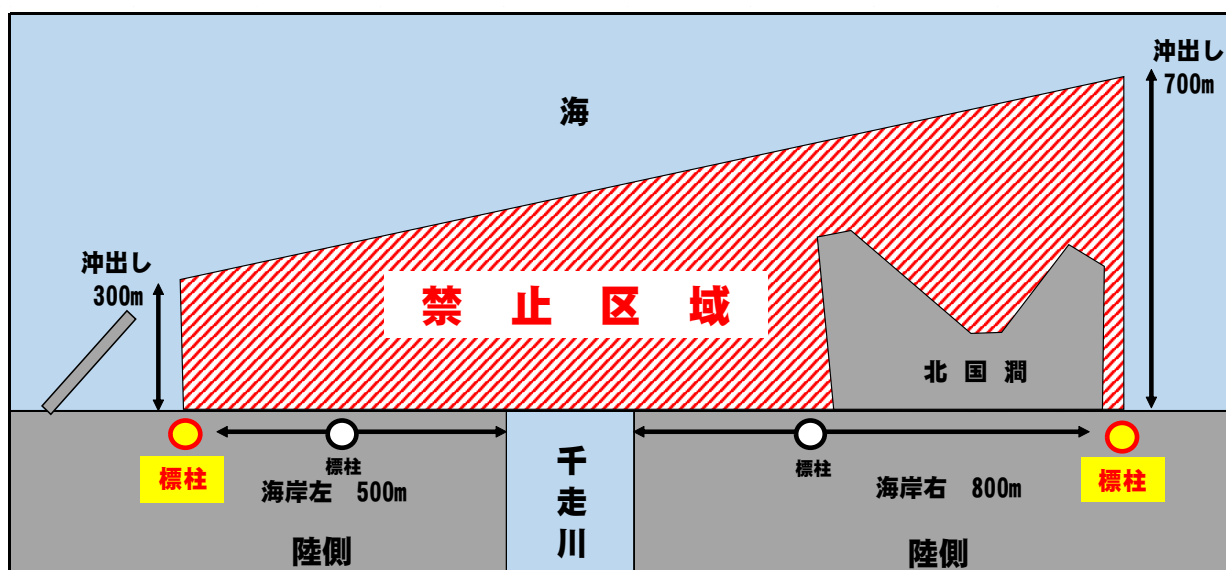
河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について

島牧村の千走川の河口付近においては、5月1日から8月31日までの間、北海道漁業調整規則によりサケ・マスの採捕が禁止されていますが、**サケ・マスの繁殖保護を図るため**、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により**毎年4月1日から10月31日までの間、下記の区域においてサケ・マスの採捕を禁止**することとしました。

大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

○ 禁止区域（斜線部）及び禁止期間

市町村	河川名	河口沿岸						禁止期間
		左海岸	右海岸	沖合方位(真方位)		沖合距離		
				左方	右方	左方	右方	
島牧村	千走川	500m	800m	344°	0°	300m	700m	4/1～10/31



<連絡先>

後志総合振興局産業振興部水産課

石狩後志海区漁業調整委員会

住所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

電話 0136-23-1394 (水産課)

0136-23-1395 (海区)